

大阪市告示第1539号

次の金融機関の店舗について、所在地変更の届出があったので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第168条第8項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第22条の2第3項の規定に基づき告示する。

令和7年11月7日

大阪市長 横山英幸

金融機関名	店 舗 名	所 在 地		変 更 年 月 日
関西みらい 銀行	羽衣支店	変 更 前	〒592-0003 高石市東羽衣3-10-3	令和7年 11月10日
		変 更 後	〒592-0014 高石市綾園7-7-20 (助松支店内)	

(会計室会計管理担当)